

地域建設業経営強化融資制度を利用した際のインボイス対応について

令和5年11月

令和5年10月1日のインボイス制度実施に伴い、工事請負人（債権譲渡人）が**適格請求書発行事業者に登録されている場合は**、別紙参考のとおり下記項目を記載したインボイス情報の提出をお願いします。

- (1) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
「柏市上下水道事業管理者」
- (2) 適格請求書発行事業者の名称
- (3) 適格請求書発行事業者の登録番号
- (4) 取引年月日（**検査書の通知日**）
- (5) 適用税率ごとに記載した受注金額と消費税額

なお、債権譲受人についてはインボイス情報の提供は必要ございません。様式9号通り記載した工事請負代金請求書の提出をお願いします。